特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
10	姶良市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書						

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姶良市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

姶良市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健に関する事務					
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、妊産婦並びに乳幼児の健康保持及び推進を図るための施策を実施する。 始良市では、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施・新生児の訪問指導の実施・健康診査の実施・妊婦の届出の受理及び届出に係る事実の確認・母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備・母子健康手帳の再交付・妊産婦の訪問指導・低体重児の届出の受理及び届出に係る事実の確認・未熟児の訪問指導・母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理、決定・養育医療給付台帳の整備・母子保健法の規定による養育医療の給付決定の通知・出産・子育て応援給付金の支給に関する事務					
③システムの名称	 e-AFFECT健康管理システム Acrocity住民基本情報 Acrocity福祉情報 中間サーバー MICJET番号連携システム ・鹿児島県電子申請共同運営システム 					

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第40条各号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠		特定の個人の提供に関す	を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく する命令[令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号]

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部子どもみらい課
②所属長の役職名	子どもみらい課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 布機関に [・]		重点項目記	平価書又は全エ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	「ムを通し	た入手を除	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	ている

変更簡所

変更箇	听 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	健康增進課長 福山 恵子	健康增進課長 濱田 耕一	事後	平成29年4月1日付け人事異	
1,000-1771-1	②所属長	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	平 攻	動による	
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26項,56 の2項,87項 (別表第2における情報照会の根拠) 70項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第19条、第 30条第7号、第44条 (命令における情報既会の根拠) 第39条	の2項、87項 (別表第2における情報照会の根拠) 70項	事後	法令上の根拠の追加	
平成30年1月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	e-AFFECT健康管理システム ・Acrocity住民基本情報 ・Acrocity福祉情報 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	・e-AFFECT健康管理システム ・Acrocity住民基本情報 ・Acrocity福祉情報 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	番号利用事務のシステム追加	
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康增進課長 濱田 耕一	健康增進課長	事後	様式の変更による	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 26項、56の2項、67項(別表第2における情報服会の根拠) 70項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第19条、第30条第8号、第44条(命令における情報銀会の根拠) 第39条	- 番号利用法第19条第5号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に (別表第2における情報提供の根拠) 26項、56 の2項、87項 (別表第2における情報照会の根拠) 70項 - 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第19条、第 30条第8号、第44条 (命令における情報照会の根拠) 第39条	事前	令和3年9月1日施行の番号 利用法改正に伴う号ズレ	
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健福祉部 健康增進課	福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの	
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康增進課長	子どもみらい課長	事後	組織改編に伴うもの	
令和6年7月12日	I 関連情報	保健福祉部 健康增進課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの	
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 健康增進課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの	
令和6年7月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、好産婦並びに 乳幼児の健康保持及び推進を図るための施策 を実施する。 始良市では、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施・新生児の訪問指導の実施・新生児の訪問指導の実施・野生児の訪問指導の実施・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の再交付・母子健康手帳の声話問指導・母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理、決定・養育医療給付台帳の整備・母子保健法の規定による養育医療の給付決定の通知	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、保 健指導、訪問指導、健康診查等、妊産機立びに 乳幼児の健康保持及び推進を図るための施策 を実施する。 始良市では、母子保健法及び行政手続におけ 合特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、 以下「番号利用法という」の規定に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施 ・新生児の訪問指導の実施 ・妊婦の届出の受理及び届出に係る事実の確 認・母子健康手帳の再交付 ・母子健康手帳の再交付 ・近年態の方の届出の受理及び届出に係る事実の確 20 ・母子保健活による養育医療の給付又は養育 医療に要する費用の支給の申請の受理、決定 ・養育医療給付台帳の整備 ・母子保健法の規定による養育医療の給付決 定の通知 ・出産・子育て応援給付金の支給に関する事務	事後	法令上の根拠の追加	
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表 第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府令第5号)第40条各号	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府令第5号)第40条各号	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律改正に伴う変 更	
令和6年7月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第19条、第30条第6号、第44条 (命令における情報提供の根拠) 第39条	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総 務省令第九号] (情報提供の根拠) 第2条の表95・96項	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律第十九条第八 号に基づ利用特定個人情報 の提供に関する命令〔令和六 年五月二十四日号外デジタル 庁、終務省令第九号〕による 変更	